

定 款

目 次

第1章 総 則	1
第2章 会 員	1
第1節 通 則	1
第2節 会員の義務	4
第3節 清算資格を有しない会員の義務等.....	6
第4節 会員の業務に関する規制	8
第5節 会員の加入	1 0
第6節 会員の脱退	1 1
第7節 会員の処分等	1 4
第3章 機 関	1 9
第1節 総 会	1 9
第2節 役 員	2 0
第3節 理 事 会	2 3
第4節 委 員 会	2 4
第5節 顧 問	2 4
第4章 本所の市場における有価証券の売買	2 4
第5章 仲 介	2 5
第6章 会 計	2 6
第7章 雑 則	2 8
付 則	2 8

定 款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本金融商品取引所（以下「本所」という。）は、証券会員制法人札幌証券取引所と称する。

(平成 13. 8. 1、19. 9. 30 変更)

(目 的)

第 2 条 本所は、有価証券の売買を行うために必要な取引所金融商品市場を開設することを目的とする。

2 本所の開設する取引所金融商品市場（以下「本所の市場」という。）は、公益及び投資者の保護に資するため、有価証券の売買が公正、円滑に行われることを旨として運営されるものとする。

(平成 10. 12. 1、19. 9. 30 変更)

(有価証券)

第 2 条の 2 本所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則において、株券その他の有価証券とは、その種類に応じ、それぞれ金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する株券その他の有価証券及び同条第 2 項の規定により当該株券その他の有価証券とみなされる権利をいう。

(平成 21. 1. 5 追加)

(組織および人格)

第 3 条 本所は、法に基づく会員組織の法人であり、会員相互の信用と協力とを基礎とする。

(平成 19. 9. 30、21. 1. 5 変更)

(事務所の所在地)

第 4 条 本所の事務所は、札幌市におく。

(平成 10. 12. 1 変更)

(基本金)

第 5 条 本所の基本金は、会員の出資金額の合計額とする。

(公告の方法)

第 6 条 本所の公告は、北海道新聞に掲載する。

第 2 章 会 員

第 1 節 通 則

(会員の種類)

第 7 条 本所の会員は、正会員及び特別会員とする。

2 前項に定める正会員については、一般正会員及び特定正会員に区分する。

(平成 11.10.1、14.4.15 変更)

(本所の市場における有価証券の売買の態様)

第 7 条の 2 株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」という。）の業務方法書に規定する現物清算資格（以下「清算資格」という。）を有する会員（以下「清算参加者」という。）は、本所の市場における有価証券の売買については、自らの名においてこれを行うものとする。

2 清算資格を有しない会員（以下「非清算参加者」という。）は、本所の市場における有価証券の売買については、指定清算参加者（第 26 条に定める指定清算参加者をいう。）に対する有価証券等清算取次ぎの委託を行うものとする。

(平成 15.1.14 追加、平成 16.2.12 変更)

(会員の業務内容)

第 8 条 正会員は、金融商品取引業者（法第 28 条第 1 項第 1 号に掲げる行為に係る業務の登録を受けた者に限る。次項において同じ。）であって、本所の市場における有価証券の売買を重要な業務とするものでなければならない。ただし、正会員が特定承継金融機関等（預金保険法（昭和 46 年法律第 34 号。以下「預保法」という。）第 126 条の 34 第 3 項第 5 号に定める特定承継金融機関等をいう。以下同じ。）である場合には、この限りではない。

2 特別会員は、金融商品取引業者であって、本所の市場において正会員の有価証券の売付け又は買付けの申込みに応じて有価証券の売買を行うこと及びこれに対応する有価証券の売買を他の金融商品取引所の開設する取引所金融商品市場において行うこと並びに本所の正会員について他の金融商品取引所の開設する取引所金融商品市場における有価証券の売買の取り次ぎを行うことを業務とするものでなければならない。ただし、特別会員が特定承継金融機関等である場合には、この限りではない。

(昭和 37.5.11、41.12.24、43.4.26、57.4.8、平成 10.12.1、19.9.30、26.3.6 変更)

(会員の法令等の遵守義務)

第 8 条の 2 会員は、法及びその関係法令（以下「法令」という。）、法令に基づいてする行政官庁の処分、本所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則並びに取引の信義則を遵守しなければならない。

(平成 12.12.1 追加)

(本所の市場における公正な価格形成と円滑な流通の確保)

第 8 条の 3 正会員は、本所の市場における公正な価格形成と円滑な流通を確保し、もって本所の取引所金融商品市場としての機能の維持及び向上に努めるものとする。

(平成 10.12.1 追加、平成 12.12.1、19.9.30 変更)

(会員の定款、資本金の額、役員または他の者との共同関係若しくは支配関係)

第 9 条 本所は、会員の定款、資本金の額、役員または他の者との共同関係若しくは支配関係が本所の目的及び組織にかんがみて適当でないとき、当該会員を審問のうえ、出席した理事会の構成員の議決権の 3 分の 2 以上の多数決により、理由を示して、その変更を請求することができる。

- 2 会員は、前項の変更請求が不当であると認めるときは、変更請求の通知を受けた日から 10 日以内に、本所に対し書面をもって、理由を示して、異議の申立てを行なうことができる。
- 3 本所は、前項の異議の申立てを受理したときは、その日から 10 日以内に、会員総会（以下「総会」という。）を開催する。
- 4 前項の総会において、全正会員の議決権の 3 分の 2 以上の多数決をもって、第 1 項の変更請求を変更し、または取り消すことが適当であると認められたときは、ただちに第 1 項の請求を変更し、または取り消すものとする。

（昭和 43. 4. 26、平成 18. 6. 1 変更）

（会員代表者）

第 10 条 会員は、本所の承認を受けて、その代表取締役又は代表執行役（会員が外国の金融商品取引業者である場合は、日本における代表者で、かつ、取締役又は執行役と同等以上の地位にある者）のうちから、本所において当該会員を代表するのに適当な者 1 人を、会員代表者に定めなければならない。ただし、北海道内に本店がない会員は、札幌市に所在する支店の支店長又はこれに相当する者をもって、代表取締役又は代表執行役に代えることができる。

- 2 会員と本所との関係においては、会員代表者のみが当該会員を代表するものとする。ただし、日常業務に関しては、あらかじめその範囲を明確にして、本所に届け出た代行者をして行なわせることができる。
- 3 本所は、会員の会員代表者が不適任と認められるに至ったときは、当該会員を審問のうえ、出席した理事会の構成員の議決権の 3 分の 2 以上の多数決により、当該会員に対し、その変更を請求することができる。
- 4 前条第 2 項から第 4 項までの規定は、前項の変更請求を受けたときについて準用する。

（昭和 43. 4. 26、平成 11. 10. 1、15. 4. 1、19. 9. 30 変更）

（臨時会員代表者）

第 11 条 会員は、その会員代表者が欠けたとき、又は相当の期間その職務を行ない得ない事情が生じたときは、本所の承認を受けて、必要かつ適当と認められる一定の期間、臨時に、会員代表者の職務を行う者（以下「臨時会員代表者」という。）1 人を、その取締役又は執行役のうちから定めることができる。

- 2 本所は、会員の臨時会員代表者が不適任と認められるに至ったとき、又は臨時会員代表者を置くことが不必要若しくは不適當であると認められるに至ったときは、当該会員を審問のうえ、出席した理事会の構成員の議決権の 3 分の 2 以上の多数決により、その変更又は廃止の請求をすることができる。

（昭和 43. 4. 26、平成 11. 10. 1、15. 4. 1 変更）

（会員代表者の兼任禁止）

第 12 条 正会員の会員代表者は、他の正会員の会員代表者または臨時会員代表者となることできない。

（連絡事務所）

第 13 条 会員は、本店その他の営業所又は事務所（会員が外国の金融商品取引業者であ

る場合は、国内における主たる営業所又は事務所）で、本所との連絡上便利な場所にあるもののうちから、本所からの通知を受ける場所 1 か所を連絡事務所として本所に届け出なければならない。

(平成 11.10.1、19.9.30 変更)

第 2 節 会員の義務

(出 資)

第 14 条 正会員の出資金額は 50 万円とし、特別会員の出資金額は 5 万円とする。

(会 費)

第 15 条 会員は定額会費及び定率会費を、それぞれ本所が定めるところにより、本所に納入しなければならない。

2 定額会費の額は、本所が、出席した理事会の構成員の議決権の 3 分の 2 以上の多数決により定める。

3 定率会費の額は、各会員の有価証券ごとの売買代金又は売買数量に徴収標準率を乗じて算出した額の総額とし、定率会費の算出の基準（売買代金又は売買数量をいう。）及び徴収標準率については、本所が、出席した理事会の構成員の議決権の 3 分の 2 以上の多数決により定める。

4 本所は、必要があるときは、定額会費の額及び定率会費の徴収標準率を、期日をさかのぼって変更し、又はその徴収を停止し若しくは既に納入した会費を返戻することができる。

5 第 1 項の規定にかかわらず、特別会員が納入すべき定額会費及び定率会費については、出席した理事会の構成員の議決権の 3 分の 2 以上の多数決により、これを減免することができる。

(昭和 43.4.26、57.4.8、59.10.1 変更)

(取消料の納入)

第 16 条 過誤のある注文により有価証券の売買が成立した場合において、当該売買の取消しが行われたときは、当該過誤のある注文を発注した会員は、当該売買の取消しに係る取消料を、本所が規則で定めるところにより、本所に納入しなければならない。

(平成 19.9.30 変更)

(信認金)

第 17 条 正会員は 100 万円、特別会員は 2 万円を、信認金として、本所が定めるところにより、本所に預託しなければならない。

2 会員は、第 45 条の規定による公告を行った日（特別会員については脱退承認の日）から 6 か月を経過した後でなければ、信認金の返還を請求することができない。

(昭和 41.12.24、43.4.26、平成 10.12.1、12.12.1、17.4.13、21.1.5、23.1.4 変更)

(会員持ち分の払戻しを受ける権利等の譲渡等の禁止)

第 18 条 会員は、その会員持ち分の払戻しを受ける権利又は信認金を取り戻す権利を、他の者に譲渡し、譲渡の予約をし又は担保の目的に供することができない。

(平成 12.12.1 変更)

(市場施設利用による責任の所在)

第 19 条 本所は、会員が業務上本所の市場の施設を利用したことによって損害を受けることがあっても、これを賠償する責めに任じない。

(合併等について承認を受ける義務)

第 20 条 会員は、次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ本所の承認を受けなければならない。

- (1) 当該会員が他の法人と合併して合併後存続することとなる場合の当該合併(次条第 6 号及び第 9 号に掲げるものを除く。)
- (2) 分割による事業の一部の他の法人への承継(次条第 9 号に掲げるものを除く。)
- (3) 分割による事業の全部又は一部の他の法人からの承継(次条第 7 号、第 9 号及び第 10 号に掲げるものを除く。)
- (4) 事業の一部の譲渡(次条第 9 号に掲げるものを除く。)
- (5) 事業の全部又は一部の譲受け(次条第 8 号、第 9 号及び第 11 号に掲げるものを除く。)

2 会員は、前項の承認を受けようとする場合には、本所が定めるところにより、本所に通知及び申請を行わなければならない。

3 本所は、第 1 項の行為が本所の目的および組織にかんがみて適当と認められないときは、出席した理事会の構成員の議決権の 3 分の 2 以上の多数決により、第 1 項の承認を与えないことができる。

4 第 9 条第 2 項から第 4 項までの規定は、前項の不承認について準用する。

5 会員は、第 1 項の承認を受けた場合において、財務状況その他の本所が必要と認める事項について本所から報告を求められたときは、直ちにその内容を本所に報告しなければならない。

6 特定破綻会員(預保法第 126 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する特定第二号措置に係る特定認定を受けた会員をいう。以下同じ。)が、特定承継金融機関等である会員加入申請者との間で、第 1 項第 2 号又は第 4 号に掲げる行為をしようとする場合は、同項の規定にかかわらず、あらかじめ本所の承認を受けることを要しないものとする。

(昭和 43.4.26、平成 8.6.10、10.12.1、13.5.1、18.6.1、19.6.1、19.9.30、21.11.24、26.3.6 変更)

(届出事項)

第 21 条 会員は、次に掲げる行為をしようとするときは、本所が定めるところにより、あらかじめその内容を本所に届け出なければならない。

- (1) 業務(法第 28 条第 1 項第 1 号に掲げる業務をいう。)の廃止
- (2) 当該会員が他の法人と合併して消滅することとなる場合の当該合併及び当該会員が他の法人と合併して法人を設立する場合の当該合併
- (3) 合併及び破産手続開始の決定以外の事由による解散
- (4) 分割による事業の全部の他の法人への承継
- (5) 事業の全部の譲渡
- (6) 当該会員が他の会員と合併して合併後存続することとなる場合の当該合併

- (7) 分割による事業の全部の他の会員からの承継
- (8) 事業の全部の他の会員からの譲受け
- (9) 前条第1項各号に掲げる行為で、会社法（平成17年法律第86号）において株主総会の決議による承認を要しないとされているもののうち、本所が別に定めるもの（株式会社以外の者にあつては、これと同程度のもの）
- (10) 分割による事業の全部又は一部の完全子会社からの承継
- (11) 事業の全部又は一部の完全子会社からの譲受け
- (12) 商号又は名称の変更（英文の商号又は名称の変更を含む。）
- (13) 役員の変更

（昭和57.4.8、平成10.12.1、13.8.1、17.4.13、19.6.1、19.9.30、21.11.24変更）

（報告事項）

第22条 会員は、本所が定める場合に該当することとなったときは、直ちにその内容を本所に報告しなければならない。

（平成8.6.10変更）

（資料等の提出義務等）

第23条 本所は、会員の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは本所の定款、業務規程、受託契約準則その他諸規則若しくはこれらに基づく処分又は取引の信義則の遵守の状況の調査を行うときその他の本所の目的及び組織にかんがみて必要があると認めるときは、会員に対し、当該会員の業務若しくは財産に関して参考となるべき報告若しくは資料の提出を請求し、又は本所の職員をして当該会員の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

（平成4.7.20、8.6.10、12.12.1、19.9.30変更）

第3節 清算資格を有しない会員の義務等

（非清算参加者の定義）

第24条 非清算参加者とは、清算資格を有しない会員をいう。

（平成15.1.14変更）

（清算受託契約の締結）

第25条 非清算参加者は、本所の市場における有価証券の売買に係る有価証券等清算取次ぎの委託に関し、他社清算参加者（他社清算資格（クリアリング機構の業務方法書に規定する他社清算資格をいう。）を有する者をいう。以下同じ。）との間でクリアリング機構の業務方法書に規定する清算受託契約を締結しなければならない。

（平成15.1.14、16.2.12変更）

（指定清算参加者の指定）

第26条 非清算参加者は、清算受託契約の相手方である他社清算参加者のうちから、常に有価証券等清算取次ぎの委託先とする一の者（以下「指定清算参加者」という。）を指定しなければならない。

2 非清算参加者は、前項に規定する指定清算参加者の指定又は変更を行う場合には、あらかじめ、本所が定めるところにより、本所に申請し、承認を得なければならない。

(平成 15. 1. 14 変更)

(清算受託契約の締結の届出)

第 27 条 非清算参加者は、清算受託契約を締結しようとするときは、あらかじめ、本所が定めるところにより、その内容を本所に届け出なければならない。

(平成 15. 1. 14 変更)

(清算受託契約の解約の報告)

第 27 条の 2 非清算参加者は、清算受託契約の解約については、次の各号に掲げる解約の区分に従い、当該各号に定めるところにより、その内容を本所に報告しなければならない。

(1) 合意による解約

当該解約を行おうとする日の 3 日前（休業日を除外する。）の日までに報告を行う。

(2) 非清算参加者が事前に他社清算参加者に対し書面により契約の解約の意思を申し出ることによる解約

当該解約の意思を申し出た後遅滞なく報告を行う。

(3) 非清算参加者が事前に他社清算参加者から書面により契約の解約の意思の申し出を受けたことによる解約（第 5 号に掲げる解約を除く。）

当該解約の意思の申し出を受けた後遅滞なく報告を行う。

(4) 非清算参加者が有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に係る債務についての期限の利益の喪失事由に該当したことによる解約

当該解約を行おうとする日の前日（休業日にあたるときは、順次繰り上げる。次号において同じ。）までに報告を行う。

(5) 非清算参加者と他社清算参加者との間で有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に係る債務の履行の確実性の観点から清算受託契約を解約することができる条件をあらかじめ定めている場合において、当該条件に該当したことをもって非清算参加者が事前に他社清算参加者から書面により契約の解約の意思の申し出を受けたことによる解約（以下「特例解約」という。）

当該特例解約の意思の申し出を受けた後直ちに、かつ、当該特例解約を行おうとする日の前日までに報告を行う。

(平成 15. 1. 14 追加、平成 20. 12. 26 変更)

(指定清算参加者の変更の場合の未決済取引の引継ぎ)

第 27 条の 3 第 26 条第 2 項の規定に基づき指定清算参加者を変更した場合には、当該非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく有価証券の売買で未決済のものは、当該変更をしたとき以降、変更後の指定清算参加者に対する有価証券等清算取次ぎの委託に基づく有価証券の売買とする。

2 前項の規定は、清算参加者が非清算参加者となる場合において、第 26 条第 2 項の規定に基づき指定清算参加者の指定をしたときについて準用する。この場合において、「当該非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく有価証券の売買で未決済のもの」とあるのは「当該非清算参加者となる者の取引で未決済のもの」と、「変更後の指定清算参加者」とあるのは「新たに指定清算参加者として指定された者」と読み替える

ものとする。

(平成 15. 1. 14 追加)

(清算資格取得の場合の未決済取引の取扱い)

第 27 条の 4 非清算参加者である会員が新たに清算資格を取得した場合には、当該会員の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引で未決済のものは、当該清算資格を取得したとき以降、当該会員の名における有価証券の売買とする。

(平成 15. 1. 14 追加)

第 4 節 会員の業務に関する規制

(天災地変等の場合における非常措置)

第 28 条 本所は、有価証券等清算取次ぎの委託に基づく本所の市場における有価証券の売買に係る非清算参加者(第 25 条に定める非清算参加者をいう。この条において同じ。)の決済が、天災地変、経済事情の激変、品不足その他やむを得ない理由に基づいて、不可能又は著しく困難であると認められるに至ったときは、出席した理事会の構成員の議決権の 3 分の 2 以上の多数決により、その取引について、改めて決済の条件を定めることができる。

2 前項の規定により本所が決済の条件を定めたときは、非清算参加者は、これに従わなければならない。

(昭和 43. 4. 26、平成 10. 12. 1、15. 1. 14 変更)

第 29 条 削 除 (昭和 43. 4. 26 削除)

(受託契約準則)

第 30 条 会員は、本所の市場における有価証券の売買(有価証券等清算取次ぎを除く。)の受託については、本所が定める受託契約準則によらなければならない。

2 受託契約準則の制定又は変更は、出席した理事会の構成員の議決権の 3 分の 2 以上の多数決により行う。ただし、変更の内容が軽微である場合には、理事会の決議を要しないこととする。

(昭和 43. 4. 26、平成 10. 12. 1、15. 1. 14、23. 1. 4 変更)

第 31 条 削 除 (平成 10. 12. 1 削除)

(受託に際しての調査義務)

第 32 条 正会員は、本所の市場における有価証券の売買の委託(有価証券等清算取次ぎの委託を除く。)を受けるときは、あらかじめ、顧客の住所、氏名その他本所が定める事項を調査しなければならない。

(昭和 43. 4. 26、平成 10. 12. 1、15. 1. 14 変更)

(受託に係る適切な措置)

第 32 条の 2 正会員は、顧客から本所の市場における高速取引行為(法第 2 条第 41 項に規定する高速取引行為をいう。以下同じ。)に係る有価証券の売買の委託(有価証券等清算取次ぎの委託を除く。以下この条において同じ。)を受けた場合には、本所が当該顧客に対して行う要請に当該顧客が応じるよう適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、前項の顧客が取次者(正会員に有価証券の売買の委託をした顧客が、

金融商品取引業者である場合であって、当該委託が正会員に対する有価証券の売買の委託の取次ぎによるものであるときの当該顧客をいう。)である場合について準用する。

この場合において、「当該顧客」とあるのは、「当該顧客に本所の市場における高速取引行為に係る有価証券の売買の委託の取次ぎを申し込んだ顧客」と読み替えるものとする。

(平成 30. 4. 1 追加)

第 33 条 削 除 (平成 29. 8. 1 削除)

(売買管理体制の整備)

第 34 条 会員は、本所が定めるところにより、不公正取引の防止に関する売買管理体制を整備しなければならない。

(平成 18. 6. 1、21. 6. 1 変更)

(注文管理体制の整備)

第 34 条の 2 会員は、本所が定めるところにより、過誤のある注文の受託及び発注を防止するための注文管理体制を整備しなければならない。

(平成 18. 6. 1 追加)

(上場適格性調査体制等の整備)

第 34 条の 3 幹事会員 (幹事である金融商品取引業者のうち、本所の会員である者をいう。) は、本所が定めるところにより、有価証券の上場適格性に係る調査体制を整備しなければならない。

2 有価証券上場規程第 9 条の 3 第 1 項第 2 号 a に規定する増資の合理性に係る審査を行う会員は、本所が定めるところにより、当該増資の合理性に係る審査体制を整備しなければならない。

(平成 21. 6. 1 追加、平成 26. 11. 28 変更)

(法人関係情報管理体制の整備)

第 34 条の 4 会員は、法人関係情報 (金融商品取引業等に関する内閣府令 (平成 19 年内閣府令第 52 号) 第 1 条第 4 項第 14 号に掲げる法人関係情報をいう。) を利用した不公正取引の防止を図るため、本所の目的及び組織にかんがみて必要かつ適切と認められる法人関係情報管理体制を整備しなければならない。

(平成 26. 4. 1 追加)

(信用取引等に関する規則)

第 35 条 会員は、本所の市場における有価証券の売買に係る信用取引及び本所の市場における有価証券の売買の決済のために、本所が指定する証券金融会社から本所の決済機構を利用して金銭又は有価証券の貸付けを受ける取引 (以下「貸借取引」という。) については、本所が定める規則によらなければならない。

2 前項の規則の制定又は変更は、出席した理事会の構成員の議決権の 3 分の 2 以上の多数決により行う。ただし、変更の内容が軽微である場合には、理事会の決議を要しないこととする。

(昭和 43. 4. 26、平成 10. 12. 1、23. 1. 4 変更)

(特別会員の義務)

第 35 条の 2 特別会員は、正会員を相手方として有価証券の売買を行うに当たっては、

有価証券の売買の公正、円滑を旨とし、正会員を相手方とする有価証券の売買の約定値段は、これに對当して他の金融商品取引所の開設する取引所金融商品市場において、その会員又は取引参加者を相手方として行う有価証券の売買の約定値段と同一でなければならない。

(昭和 37.5.11 追加、平成 10.12.1、19.9.30 変更)

第 36 条 削 除 (平成 10.12.1 削除)

(本所の市場における有価証券の売買又はその受託に関する規制措置)

第 36 条の 2 本所は、本所の市場における有価証券の売買の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合には、本所の市場における有価証券の売買又はその受託に関し、業務規程に基づくもののほか、本所が出席した理事会の構成員の議決権の 3 分の 2 以上の多数決により定める規制措置のうち、必要な措置を行うことができる。

(昭和 53.6.1 追加、平成 10.12.1 変更)

(緊急の場合の会員の業務に関する規制)

第 37 条 本所は、本節に定める場合のほか、本所の目的および組織にかんがみて緊急の必要があると認めるときは、出席した理事会の構成員の議決権の 3 分の 2 以上の多数決により、会員の全部または一部に対し、会員の業務に関して、必要かつ適当な規制を行なうことができる。

(昭和 43.4.26、平成 19.9.30 変更)

第 5 節 会員の加入

(会員加入申請)

第 38 条 会員になろうとする者は、本所が定めるところにより、会員加入申請を行わなければならない。

2 本所は、会員加入申請を受理したときは、会員加入申請者の商号及びその会員代表者となろうとする者の氏名を各会員に通知する。

(平成 10.12.1 変更)

(会員加入の承認)

第 39 条 会員加入の承認は、出席した理事会の構成員の議決権の 3 分の 2 以上の多数決により行うものとする。ただし、会員加入申請者が特定承継金融機関等である場合には、理事会の決議を要さず、本所がこれを承認することができるものとする。

2 本所が会員加入を承認したときは、本所は、期日を指定し、会員加入申請者をして、会員出資金及び加入金の払込み、入会金の納入、清算資格の取得手続（清算資格を新たに取得しない場合にあっては、第 25 条及び第 26 条により必要な清算受託契約の締結及び指定清算参加者の指定）並びに信託金の預託その他本所が定める会員加入手続を履行させるものとする。

3 会員加入申請者が会員持ち分を譲り受けた場合には、前項の規定にかかわらず、会員出資金及び加入金の払込みを要しない。ただし、特定正会員から会員持ち分を譲り受ける一般正会員への加入申請者は、加入金の払込みを要するものとする。

- 4 会員加入申請（会員加入申請者が特定承継金融機関等である場合を除く。）が特定正会員または特別会員への加入申請である場合には、第2項及び第3項の規定にかかわらず、加入金の払込みを要しない。
- 5 会員加入申請者が特定承継金融機関等である場合には、第2項及び第3項の規定にかかわらず、本所がその都度定める日（会員出資金の払込み及び信託金の預託については、第40条第1項の規定により本所が指定した日）までに、同項の手続きを履行させるものとする。ただし、加入金の払込み及び入会金の納入は要しないものとする。
- 6 加入金の額は、本所の財産を基準として、本所が、出席した理事会の構成員の議決権の3分の2以上の多数決により、その都度定める。
- 7 入会金の額は、本所が理事会の決議により定める。
- 8 第2項の場合において、会員加入申請者が会員から分割により事業を承継し、又は事業を譲り受け、当該会員の脱退と同時に会員加入をする場合で、本所が定めるところにより脱退会員と会員加入申請者の実態に差異がないと認めるときは、当該脱退会員が現に預託している信託金をもって会員加入申請者が預託をすべき信託金に充当することができる。
- 9 会員加入申請者が第2項に定める手続きを期日までに履行しないときは、その会員加入申請を取り下げたものとみなす。

（昭和41.8.26、43.4.26、59.11.1、平成12.12.1、14.4.15、15.1.14、23.1.4、26.3.6変更）

（会員加入の日）

第40条 会員加入申請者が前条第2項及び第3項の規定による手続きを履行したときは、同項の規定により本所が指定した期日の翌日から、本所の会員となる。ただし、会員加入申請者が特定承継金融機関等である場合には、本所が指定した日から、本所の会員となる。

- 2 本所は、会員加入申請者が前項の規定により会員となったときは、その旨を各会員に通知し、かつ、公告を行うものとする。
- 3 本所は、会員加入申請者が第1項の規定により会員となったときは、当該会員に対し会員証書を交付する。
- 4 会員証書に関し必要な事項は、本所が定める。

（昭和59.11.1、平成10.12.1、26.3.6変更）

第6節 会員の脱退

（会員脱退申請）

第41条 会員が本所から脱退しようとするときは、本所が定めるところにより、会員脱退申請を行わなければならない。

- 2 本所は、会員脱退申請を受理したときは、会員脱退を申請した会員（以下「脱退申請会員」という。）の商号および会員代表者の氏名を、各会員に通知する。

（脱退申請会員の有価証券の売買の停止）

第42条 本所は、会員からの脱退申請を受理した日の翌日（休業日にあたるときは、順

次繰り下げる。) から、その会員の本所の市場における有価証券の売買（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。以下この条及び次条において同じ。）又は有価証券等清算取次ぎの委託を停止し、本所が定める期間内に、その会員の本所の市場における有価証券の売買又は有価証券等清算取次ぎの委託及びこれらに関する取引で未決済のものについて、他の会員への引継ぎその他本所が必要と認める整理を行わせることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、脱退申請会員は、前項の規定による整理を行うために必要とする限度において、本所の承認を受けて、本所の市場における有価証券の売買又は有価証券等清算取次ぎの委託を行うことができる。

(平成 10.12.1、15.1.14 変更)

(脱退申請会員の合併等における有価証券の売買)

第 43 条 本所は、脱退申請会員が、その脱退と同時に、会員として加入する者又は他の会員に合併され、分割により事業を承継させ若しくは事業を譲渡する等の場合で、その本所の市場における有価証券の売買又は有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引及びこれらに関する取引の未決済のものを整理させる必要がないと認めるときは、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該脱退申請会員の本所の市場における有価証券の売買又は有価証券等清算取次ぎの委託を停止しないことができる。

(平成 10.12.1、13.5.1、15.1.14、18.6.1 変更)

(会員脱退の承認)

第 44 条 会員脱退の承認は、出席した理事会の構成員の議決権の 3 分の 2 以上の多数決により、将来の一定の日を指定して行うものとする。ただし、特定破綻会員が脱退する場合の会員脱退の承認は、理事会の決議を要さず、本所が一定の日を指定して、これを承認することができるものとする。

- 2 本所が会員脱退を承認したときは、本所は、期日を指定し、脱退申請会員をして、手続料の払込みその他本所が定める会員脱退手続を履行させるものとする。
- 3 手続料の額は、本所が理事会の決議により定める。
- 4 第 2 項の規定にかかわらず、会員加入申請者が会員から分割により事業を承継し、又は事業を譲り受け、当該会員の脱退と同時に会員加入をする場合の、当該会員の会員脱退に係る手続料の納入は、これを要しない。

(昭和 43.4.26、平成 23.1.4、26.3.6 変更)

(会員脱退の通知及び公告)

第 45 条 本所は、会員が脱退（除名による脱退を含む。以下同じ。）したときは、直ちにその旨を各会員に通知し、かつ、会員の脱退及びこれに伴うその会員の信託金の返還について公告を行うものとする。

- 2 前項後段の規定は、特別会員には適用しない。
- 3 会員は、本所を脱退するときは、会員証書を本所に返還しなければならない。

(平成 10.12.1、12.12.1 変更)

(脱退会員に対する会員持ち分の払戻し)

第 46 条 会員は、会員脱退の日から 1 か月を経過し、かつ、脱退の日の属する事業年度の直前の事業年度に関する定時総会が終了した後でなければ、その会員持ち分の払戻し

を受けることができない。

2 前項に規定する期間は、本所が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

3 本所が脱退一般正会員（特定承継金融機関等である一般正会員を除く。）に払い戻す会員持ち分の額は、その払込出資金額に第1号に掲げる額を加え、第2号に掲げる額を差し引いた額とする。ただし、当該脱退正会員が現に払い込んだ出資金及び加入金の合計額を限度とする。

(1) 脱退の日の属する事業年度の直前の事業年度に関する定時総会において、当該直前の事業年度末における基本準備金、基本積立金及び別途積立金として承認された額の合計額（当該直前の事業年度末において繰越不足金がある場合には、これを差し引いた額）を、当該直前の事業年度末における一般正会員（特定承継金融機関等である一般正会員を除く。次号において同じ。）の数で除した額

(2) 脱退の日現在において、本所に臨時巨額の経費支出があるときは、そのうち、本所が理事会の決議により定める額を、脱退の日の前日現在の一般正会員の数で除した額

4 本所が脱退一般正会員（特定承継金融機関等である一般正会員に限る。）、脱退特定正会員及び脱退特別会員に払い戻す会員持ち分の額は、その払込出資金額を限度として、出席した理事会の構成員の3分の2以上の多数決により、その都度定めるものとする。（昭和43.4.26、59.11.1、62.11.20、平成10.12.1、14.4.15、24.12.28、26.3.6変更）
（脱退会員の債務弁済）

第47条 脱退会員は、本所から返付を受ける金銭または有価証券をもって、その脱退会員が会員として他の会員および本所に対して負担したいっさいの債務の弁済に充てなければならない。

（脱退会員の未決済の有価証券の売買の決済）

第48条 脱退会員の本所の市場における有価証券の売買（有価証券等清算取次によるものを除く。以下この条において同じ。）又は有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に未決済のものがあるときは、本人又は一般承継人をして、その決済を行わせるものとする。ただし、本人又はその承継人に決済させることが適当でないと認めるときは、本所は、他の会員をして、これを行わせることができる。

2 前項の場合において、本所が必要と認めた場合には、本所の市場における有価証券の売買又は有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引及びこれらに関する取引で未決済のものの他の会員への引継ぎその他本所が必要と認める整理を行わせることができる。

3 本所は、必要があると認めるときは、前項に定める整理を、他の会員をして行わせることができる。この場合においては、当該他の会員と同項に定める有価証券の売買又は有価証券等清算取次ぎの委託の停止の処置を受けた会員との間に委託契約が成立していたものとする。

（昭和43.4.26、平成10.12.1、15.1.14変更）

（会員持ち分の譲渡）

第49条 会員持ち分は、脱退申請会員が脱退すると同時に、その会員の脱退を条件として会員に加入する者に対してのみ、本所の承認を受けて、これを譲り渡すことができる。

ただし、脱退申請会員が一般正会員であり、かつ会員に加入する者が特定正会員への加入である場合の会員持ち分の譲渡については、払込出資金額を除き、これを譲り渡すことができない。

- 2 前項の承認は、出席した理事会の構成員の議決権の3分の2以上の多数決により行う。ただし、会員に加入する者が特定承継金融機関等である場合には、理事会の決議を要さず、本所がこれを承認することができるものとする。
- 3 脱退申請会員が特定承継金融機関等である場合には、第1項の規定により会員持ち分を譲り受けた場合を除き、その有する会員持ち分を他の者に譲り渡すことができない。
(昭和 43. 4. 26、平成 26. 3. 6 変更)

第7節 会員の処分等

(会員の処分)

第50条 本所は、会員が次の各号のいずれかに該当することとなったと認める場合には、当該会員を審問のうえ、当該各号に掲げる処分を行うことができる。この場合において、当該処分が1億円を超える過怠金、会員権の停止又は除名であるときは、出席した理事会の構成員の議決権の3分の2以上の多数決により行うものとする。

- (1) 不正な手段によって会員に加入したときは、除名
- (2) 第8条の規定に適合しなくなったときは、除名
- (3) 支払不能となり、容易に回復し得ない状態となったときは、除名
- (4) 本所の市場における有価証券の売買又は有価証券等清算取次ぎの委託に関する他の会員との契約を履行しないときは、6か月以内の本所の市場における有価証券の売買（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。以下この項において同じ。）若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限若しくは会員権の停止又は除名
- (5) 会員として本所に払込み、納入又は預託しなければならない金銭又は有価証券を、本所が定めるところにより、払込み、納入又は預託しないときは、6か月以内の本所の市場における有価証券の売買若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限若しくは会員権の停止又は除名
- (6) 第23条の規定による検査を拒否し、妨げ若しくは忌避したとき、同条の規定による報告若しくは資料を提出せず又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき、又は第96条の規定による調査を拒否し、妨げ若しくは忌避したときは、5億円以下の過怠金、戒告、6か月以内の本所の市場における有価証券の売買若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは会員権の停止又は除名
- (7) 第21条の規定による届出又は第22条の規定による報告をせず、又は虚偽の届出若しくは報告をしたときは、5億円以下の過怠金、戒告、6か月以内の本所の市場における有価証券の売買若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは会員権の停止又は除名
- (8) 第59条の2第1項の規定による勧告後も改善が図られないと認められるときは、5億円以下の過怠金、戒告、6か月以内の本所の市場における有価証券の売買若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは会員権の停止又は除名

(9) 前各号のほか、会員が法令（会員が外国法人であって金融商品取引業者である場合には外国金融商品取引法令を含む。以下この条及び第 55 条において同じ。）、法令に基づいてする行政官庁の処分若しくは本所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則若しくはこれらに基づく処分に違反し、又は取引の信義則に反する行為をしたときは、5 億円以下の過怠金、戒告、6 か月以内の本所の市場における有価証券の売買若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限若しくは会員権の停止又は除名

2 前項の規定による処分において、過怠金の賦課と会員権の停止、本所の市場における有価証券の売買（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限又は戒告は、併科することができる。

(昭和 37.5.11、41.12.24、43.4.26、46.7.1、57.4.8、平成 3.6.10、3.10.8、10.3.1、10.12.1、11.10.1、15.1.14、19.9.30、26.3.6、令和 7.6.9 変更)

(会員の定款等が不適当な場合の処置)

第 51 条 本所は、会員が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、当該会員を審問のうえ、理由を示して、会員権の停止その他本所が必要かつ適当と認める処置を行うことができる。この場合において、当該処置が会員権の停止であるときは、出席した理事会の構成員の議決権の 3 分の 2 以上の多数決により行うものとする。

(1) 会員が第 9 条の規定による定款、資本金の額、役員又は他の者との共同関係若しくは支配関係の変更請求に応じないとき。

(2) 会員が第 10 条第 3 項の規定による会員代表者の変更請求又は第 11 条第 2 項の規定による臨時会員代表者の変更若しくは廃止請求に応じないとき。

(3) 会員の発行済株式の過半数が、本所の目的及び組織にかんがみて適当でないと認められる者によって、所有されるに至ったとき。

(4) 相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、会員に対し取締役又は執行役と同等以上の支配力を有する者が、本所の目的及び組織にかんがみて適当でないと認められるとき。

(昭和 43.4.26、57.4.8、平成 11.10.1、15.4.1、18.6.1 変更)

(自己資本規制比率が 120 パーセントを下回ったとき等の処置)

第 52 条 本所は、会員の自己資本規制比率が 120 パーセントを下回ったとき又は特別金融商品取引業者（法第 57 条の 2 第 2 項に規定する特別金融商品取引業者をいう。）である会員について、法第 57 条の 5 第 2 項に規定する経営の健全性の状況が、本所が定める水準を下回ったときは、当該会員を審問のうえ、その事由の消滅するまで、当該会員の本所の市場における有価証券の売買（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は制限を行うことができる。

(昭和 41.12.24、43.4.26、平成 4.7.20、8.6.10、10.12.1、15.1.14、23.4.1 変更)

(業務の廃止の届出を行った会員の処置)

第 52 条の 2 本所は、会員が第 21 条第 1 号に掲げる事項について本所へ届出を行った場合において、会員脱退承認申請を行わないときは、当該会員を審問のうえ、当該会員の

本所の市場における有価証券の売買等（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止を行うことができる。

（平成 19. 9. 30 追加、平成 25. 11. 20 変更）

（支払不能の会員に対する処置）

第 53 条 本所は、会員が支払不能となり又は支払不能となるおそれがあると認めるときは、当該会員を審問のうえ、出席した理事会の構成員の議決権の 3 分の 2 以上の多数決により、その事由の消滅するまで、会員権停止の処置を行うことができる。

2 本所は、前項の規定により会員に対して、会員権の停止を行った場合又は第 55 条の 2 の規定により、有価証券の売買の停止の措置（クリアリング機構の業務方法書第 29 条第 5 項又は第 76 条第 5 項の規定による債務の引受けの停止が行われたことによる措置に限る。）を行った場合には、当該会員の本所の市場における有価証券の売買（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）又は有価証券等清算取次ぎの委託及びこれらに関する取引の未決済のものについて、他の会員への引継ぎその他本所が必要と認める整理を行わせることができる。

3 第 1 項の規定により会員権の停止を受けた会員は、前項の規定による整理を行うために必要とする限度において、本所の承認を受けて、本所の市場における有価証券の売買（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）又は有価証券等清算取次ぎの委託を行うことができる。

4 本所は、必要があると認めるときは、第 2 項に定める整理を、他の会員をして行なわせることができる。

5 前項の場合においては、その会員と会員権の停止を受けた会員との間に委任契約が成立していたものとする。

（昭和 43. 4. 26、平成 10. 12. 1、15. 1. 14、16. 2. 12 変更）

（会員権の停止を受けた会員の復権）

第 54 条 第 51 条又は前条の規定により、期間を定めないで会員権の停止を受けた会員は、その処置を受けた事由を除去したときは、それについての説明書を添付して、その復権を申請することができる。

2 本所は、前項の申請に基づく復権が適当であると認めるときは、出席した理事会の構成員の議決権の 3 分の 2 以上の多数決により、その復権を承認する。

3 第 51 条又は前条の規定により、期間を定めないで会員権の停止を受けた会員が、会員権の停止を受けた日から 1 年以内に、その復権の承認を受けられないときは、本所は、出席した理事会の構成員の議決権の 3 分の 2 以上の多数決により、当該会員を除名することができる。

4 前 3 項の規定は、第 52 条の規定により、期間を定めないで本所の市場における有価証券の売買（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）又は有価証券等清算取次ぎの委託の停止の処置を受けた会員について準用する。この場合において、第 2 項中「適当であると認めるときは、出席した理事会の構成員の議決権の 3 分の 2 以上の多数決により」とあるのは「適当であると認めるときは」と読み替えるものとする。

（昭和 43. 4. 26、平成 10. 12. 1、15. 1. 14 変更）

(法令により処分を受けた会員の措置)

第 55 条 会員が法令により業務の全部若しくは一部の停止又は登録の取消しの処分を受けた場合には、本所は、直ちに当該会員について、その処分の内容に応じ、本所の市場における有価証券の売買（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限を行い又は除名する。

(昭和 41.12.24、平成 10.12.1、15.1.14 変更)

(清算資格の取消し等を受けた会員の有価証券の売買の停止又は制限)

第 55 条の 2 本所は、会員がクリアリング機構の業務方法書に基づき清算資格の取消し又は債務の引受けの全部又は一部の停止の措置を受けた場合には、当該措置の内容に応じ、当該会員の本所の市場における有価証券の売買（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）の停止又は制限を行う。

2 前項の場合において、当該会員は、第 53 条第 2 項に定める整理を行うために必要とする限度において、本所の承認を受けて、本所の市場における有価証券の売買を行うことができる。

(平成 15.1.14 追加)

(指定清算参加者が清算資格の取消し等を受けた場合における非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は制限)

第 55 条の 3 本所は、非清算参加者の指定清算参加者がクリアリング機構の業務方法書に基づき清算資格の取消し又は債務の引受けの全部又は一部の停止の措置を受けた場合には、当該措置の内容に応じ、当該非清算参加者の本所の市場における有価証券の売買に係る有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は制限を行う。

2 前項の場合において、当該非清算参加者は、第 57 条の 2 に定める整理を行うために必要とする限度において、本所の承認を受けて、有価証券等清算取次ぎの委託を行うことができる。

(平成 15.1.14 追加)

(指定清算参加者を指定していない場合の措置)

第 55 条の 4 本所は、非清算参加者が指定清算参加者の指定をしていない場合（指定清算参加者が非清算参加者との間における清算受託契約の特例解約により指定清算参加者でなくなった場合を除く。）においては、当該非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託を停止する。

2 前項の場合において、指定清算参加者が非清算参加者との間における清算受託契約の解約により指定清算参加者でなくなったときは、同項の規定にかかわらず、当該非清算参加者は、当該非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引及びこれに関する取引で未決済のものを解消するために必要とする限度において、本所の承認を受けて、有価証券等清算取次ぎの委託を行うことができる。

3 前項の場合においては、それまで指定清算参加者であった者は、非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引及びこれに関する取引で未決済のものの解消を行う範囲内において、なお当該非清算参加者の指定清算参加者とみなす。

(平成 15.1.14 追加、平成 20.12.26 変更)

(特例解約が行われた場合の措置)

第 55 条の 5 本所は、非清算参加者が指定清算参加者の指定をしていない場合（指定清算参加者が非清算参加者との間における清算受託契約の特例解約により指定清算参加者でなくなった場合に限る。）においては、当該非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託を停止する。

2 前項の規定にかかわらず、同項の非清算参加者は、当該非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引及びこれに関する取引で未決済のものを解消するため並びに信用取引に係る未決済勘定を解消するため必要とする限度において、本所の承認を受けて、有価証券等清算取次ぎの委託を行うことができる。

3 前項の場合においては、それまで指定清算参加者であった者は、非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引及びこれに関する取引で未決済のものを解消並びに信用取引に係る未決済勘定の解消を行う範囲内において、なお当該非清算参加者の指定清算参加者とみなす。

(平成 20.12.26 追加)

(処分または処置に対する異議の申立て)

第 56 条 第 9 条第 2 項から第 4 項までの規定は、第 50 条から第 53 条までの処分もしくは処置または第 54 条第 3 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）の除名について準用する。

(昭和 43.4.26 変更)

(処分、処置又は措置の通知等)

第 57 条 本所は、この節の規定（第 55 条の 3 を除く。）に基づき、処分、処置又は措置（有価証券の売買（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限又は除名の措置に限る。）を会員に対して行ったときは、その旨を各会員に通知し、公表する。

2 本所がこの節の規定に基づき会員に対して行った処分、処置又は措置が、会員の本所の市場における有価証券の売買（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）又は有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は制限である場合には、当該会員は、本所が定めるところにより、その旨を店頭に表示しなければならない。

(平成 10.12.1、15.1.14、令和 7.6.9 変更)

(指定清算参加者が清算資格の取消し等を受けた場合における非清算参加者に対する措置)

第 57 条の 2 本所は、非清算参加者である会員に対し、第 55 条の 3 の規定により、有価証券等清算取次ぎの委託の停止の措置（クリアリング機構の業務方法書第 29 条第 5 項又は第 76 条第 5 項の規定による債務の引受けの停止が行われたことによる措置に限る。）を行った場合には、当該非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引及びこれに関する取引で未決済のものの他の会員への引継ぎその他本所が必要と認める整理を行わせることができる。

2 第 48 条第 3 項の規定は、前項の規定により整理を行わせる場合に準用する。

(平成 15.1.14 追加、平成 16.2.12 変更)

(本所の市場における有価証券の売買の停止又は制限を受けた会員に対する措置)

第 58 条 本所が会員に対して行った処分、処置又は措置が、会員の本所の市場における有価証券の売買若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は制限である場合(第 42 条、第 53 条又は第 57 条の 2 の規定の適用がある場合を除く。)には、当該会員は、本所の承認を受けて、その期間中、本所の市場における有価証券の売買又は有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引及びこれらに関する取引で未決済のものを、他の会員に引き継ぐことができる。

(平成 10.12.1、15.1.14 変更)

(取引の信義則違反)

第 59 条 本章に規定する取引の信義則に反する行為とは、次に掲げる行為その他本所が規則により定める行為で、本所の目的及び組織にかんがみて、本所若しくは本所の会員の信用を失墜し、又は本所若しくは本所の会員に対する信義に反する行為をいう。

- (1) 本所の業務又は他の会員の業務に干渉し又はこれを妨げること。
- (2) 有価証券の売買に関し、詐欺的な行為、不信若しくは不穏当な行為又は著しく不注意若しくは怠慢な事務処理を行うこと。
- (3) 株券を買い集め、その銘柄の株券の大量の所有者であることを利用して、その株券の発行会社の関係者に対し、その意に反して、当該株券を有利に売り付けること又はこれに類似する行為を目的とする者の計算による当該銘柄の株券の買付けの受託(有価証券等清算取次ぎの受託を除く。)を行うこと。

(平成 15.1.14、19.9.30、令和 7.6.9 変更)

(会員に対する勧告)

第 59 条の 2 本所は、会員の業務又は財産の状況が、本所の目的及び組織にかんがみて適当でないと認めるときは、当該会員に対し、適切な措置を講ずることを勧告することができる。

- 2 本所は、前項の勧告を行なった場合において必要があると認めるときは、当該会員に対し、その対応について報告を求めることができる。
- 3 本所は、第 1 項の勧告を行った場合において、特に投資者への注意喚起を要すると認めるときは、当該勧告を行った旨を各会員に通知し、公表することができる。

(平成 3.10.8、19.9.30、令和 7.6.9 変更)

第 3 章 機 関

第 1 節 総 会

(総会の招集)

第 60 条 総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は毎事業年度終了の日から 2 か月以内に、臨時総会は随時必要に応じて、招集する。

- 2 総会は、理事会の決議により、理事長が招集する。ただし、その議案について議決権のある会員の 5 分の 1 以上から、議案および招集理由を示して総会招集の請求があった

ときは、理事長は、ただちに総会招集の手続をとらなければならない。

(昭和 44.10.27、62.11.20 変更)

(総会の招集手続)

第 61 条 総会の招集は、会日の少なくとも 5 日前に、各会員に、その日時、場所および議題を通知して行なう。

2 総会においては、前項の規定により、あらかじめ通知した議題についてのみ決議を行なうことができる。

(総会の議長)

第 62 条 総会の議長には理事会議長があたり、理事会議長が欠けまたは事故があるときは、理事会の構成員の互選により定める。

(昭和 43.4.26 変更)

(総会の定足数)

第 63 条 総会は、その決議について議決権のある会員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 第 64 条第 4 項の規定により出席会員を代理人とした会員、および同条第 5 項の規定により議決権行使のための書面を提出した会員は、その総会に出席したものとみなす。

(総会の決議方法、会員の議決権行使等)

第 64 条 総会の議事は、本定款に別に定めがある場合を除いては、出席会員の議決権の過半数をもって決する。

2 各会員は、1 個の議決権を有する。ただし、特別会員は、本所の解散の決議および特別会員に直接関係のある事項に関する定款の変更の決議についてのみ、議決権を有する。

3 会員は、総会の決議について特別の利害関係を有する場合には、議決権を有しない。

4 会員は、その決議について議決権のある他の会員を代理人として、議決権を行使することができる。

5 会員は、理事会の決議により承認された場合に限り、書面をもって議決権を行使することができる。この場合には、第 61 条第 1 項の招集通知に、その旨を記載しなければならない。

(議事録)

第 65 条 総会の議事については、議事録を作成し、これに議事の経過の要領およびその結果を記載し、総会の議長、出席監事および出席会員代表者 2 人以上が記名押印しなければならない。

第 2 節 役 員

(役員の数)

第 66 条 本所に次の役員をおく。

理事長 1 人

理 事 9 人以上 15 人以内 (うち、第 67 条第 2 項の規定により選挙された理事 (以下「会員理事」という。) は 5 人以上 9 人以内、同条第 3 項の規定により選挙された理事 (以下「会員外理事」という。) は 2 人以上 4 人以内、

同条第5項の規定により選任された理事（以下「常任理事」という。）は
2人）

監 事 2人

（昭和39.6.17、平成3.6.1、25.11.20変更）

（理事長及び理事の選任）

第67条 理事長は、会員理事及び会員外理事が選挙し、全正会員の3分の2以上の同意を得るものとする。

2 正会員は、正会員の会員代表者のうちから、会員理事を連記無記名投票により選挙する。

3 正会員は、金融商品取引業又は金融商品取引業と直接関係のある業務に従事する者以外で、金融商品市場の運営に関し公正な判断をすることができるすぐれた識見を有する者のうちから、会員外理事を選挙する。

4 会員外理事は、その在任中、金融商品取引業又は金融商品取引業と直接関係のある業務に従事することができない。

5 理事長は、会員の役員及び従業員以外の者（以下「会員外の者」という。）のうちから、会員理事及び会員外理事の過半数の同意を得て常任理事を選任する。

6 理事長は、会員理事及び会員外理事の過半数の同意を得て、前項の規定により選任された理事を専務理事又は常務理事に選任することができる。

（昭和39.6.17、43.4.26、60.7.1、平成3.6.1、19.9.30、25.11.20変更）

（監事の選挙）

第68条 正会員は、監事2人を無記名投票により選挙する。

2 監事のうち少なくとも1人は、正会員の会員代表者のうちから選挙するものとし、他の1人は会員外の者のうちから選挙することができるものとする。

3 会員外の者のうちから選挙された監事は、常任監事とする。

（昭和43.4.26変更）

（候補者届出制度）

第68条の2 第67条第2項及び前条第1項に規定する選挙における投票は、立候補の届出のあった候補者について行うものとする。

（平成元.7.1追加）

（無投票当選）

第68条の3 第67条第2項及び第68条第1項に規定する選挙において、立候補の届出のあった候補者が、その選挙における役員の定数を超えないときは、これらの規定にかかわらず、投票を行わない。

2 前項の場合においては、当該候補者をもって当選人とする。

（平成元.7.1追加）

（理事長の職務）

第69条 理事長は、本所を代表し、かつ、本所の業務を総理する。ただし、本定款に定めがある事項および本所の運営の基本方針については、理事会の決議によるものとする。

2 理事長は、すべての会議に出席し、意見を述べることができる。

- 3 理事長は、その在任中、金融商品取引業に従事することができない。
- 4 理事長は、その在任中、理事会の承認を受けなければ、他の法人その他の団体の役員（営利を目的としない団体の非常勤の役員を除く。）となり、または自ら営利事業に従事することができない。

（昭和 43. 4. 26、平成 19. 9. 30 変更）

（常任理事の職務）

第 70 条 常任理事は、理事長を補佐して本所の業務を掌理し、理事長が欠けたときはその職務を行ない、理事長に事故があるときはその職務を代理する。

- 2 本所は、必要があると認めるときは、理事会の決議により、常任理事に、範囲を定めて本所を代表する権限を与えることができる。

- 3 本所は、理事長が欠けまたは事故がある場合でその必要があると認めるときは、理事会の決議により、常任理事が本所を代表することを定めることができる。

- 4 前条第 3 項および第 4 項の規定は、常任理事について準用する。

（昭和 43. 4. 26 変更）

（理事長および常任理事が欠けたとき等の業務執行）

第 71 条 理事長および常任理事がともに欠けまたは事故があるときは、会員理事および会員外理事の互選により、本所を代表し、理事長の職務を行ないまたは代理する理事を選任する。

（昭和 43. 4. 26 変更）

（監事の職務）

第 72 条 監事は、本所の業務および会計を監査する。

- 2 監事は、理事長が総会に提出する第 100 条第 2 項に掲げる書類を調査し、総会に、その意見を報告しなければならない。

- 3 第 69 条第 3 項および第 4 項の規定は、常任監事について準用する。

（昭和 43. 4. 26 変更）

（役員の任期）

第 73 条 理事長の任期は、その就任後 3 回目の定時総会終了の時までとする。

- 2 会員理事及び正会員の会員代表者のうちから選挙された監事（以下「会員監事」という。）の任期は、その就任後 1 回目の定時総会終了の時までとする。

- 3 会員外理事の任期は、その就任後 2 回目の定時総会終了の時までとする。ただし、補欠のため選挙された会員外理事の任期は、前任者の残任期間とする。

- 4 常任理事の任期は、3 年とする。

- 5 常任監事の任期は、その就任後 3 回目の定時総会終了の時までとする。

（昭和 43. 4. 26、44. 10. 27、平成元. 7. 1、令和 5. 7. 1 変更）

（役員の解任）

第 74 条 本所は、正当な理由がある場合には、総会において、全正会員の議決権の 3 分の 2 以上の多数決をもって、役員を解任することができる。

（昭和 43. 4. 26 変更）

（欠員の場合の措置）

第 75 条 役員の欠員は、ただちに補充しなければならない。ただし、次の各号に掲げる範囲の欠員は、この限りでない。

- (1) 会員理事 第 66 条に定める会員理事定数の下限から、さらに 1 人の欠員
- (2) 会員外理事 第 66 条に定める会員外理事定数の下限から、さらに 1 人の欠員
- (3) 常任理事 1 人
- (4) 監 事 1 人

(昭和 39. 6. 17、43. 4. 26、60. 7. 1、平成 25. 11. 20 変更)

(役員選挙規則)

第 76 条 役員の選挙手続その他役員の選挙に関し必要な事項は、役員選挙規則をもって定める。

2 役員選挙規則の制定または変更は、出席した理事会の構成員の議決権の 3 分の 2 以上の多数決により行なう。

(昭和 43. 4. 26 追加)

(役員の報酬)

第 77 条 役員に対する報酬は、総会の決議をもって、その総額を定める。

第 3 節 理 事 会

(理事会の構成)

第 78 条 理事会は、理事長および理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第 79 条 理事会は、本定款に定めがある事項および本所の運営の基本方針について決議を行なうものとする。

(昭和 43. 4. 26 変更)

(理事会の招集)

第 80 条 理事会は、定例理事会および臨時理事会とする。

2 定例理事会は、理事会の決議により、あらかじめ定めた日時に開催する。ただし、理事長は、その日時を変更し、または中止することができる。

3 臨時理事会は、随時必要に応じて、理事長が招集する。ただし、理事 2 人以上から請求があったときは、理事長は、ただちに理事会を招集しなければならない。

(昭和 43. 4. 26 変更)

(理事会の議長)

第 81 条 理事会の議長には、理事長があたり、理事長が欠けまたは事故があるときは、理事会の構成員の互選により定める。

(昭和 43. 4. 26 変更)

(理事会の決議方法)

第 82 条 理事会は、全構成員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 理事会の議事は、本定款に別に定めがある場合を除いては、出席した構成員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

3 前項の規定は、議長が理事会の構成員として決議に加わることを妨げるものではない。

4 理事会の各構成員は、1 個の議決権を有する。ただし、理事会の決議について特別の利害関係を有する場合には、議決権を有しない。

5 理事会において、本所の運営の基本方針について決議を行なうには、出席した構成員の議決権の 3 分の 2 以上の多数決によるものとする。

(昭和 39.6.17、43.4.26 変更)

(書面による理事会)

第 83 条 理事長が必要があると認める場合は、理事会の招集を行わず、議案の説明を付した書面を全構成員に送付して意見を求め、理事会の決議に代えることができる。

2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

(議事録)

第 84 条 理事会の議事については、議事録を作成し、これに議事の経過の要領およびその結果を記載し、理事会の議長および出席理事の過半数が記名押印しなければならない。

(昭和 43.4.26 変更)

第 4 節 委 員 会

(常設委員会および特別委員会)

第 85 条 本所に常設委員会を設ける。

2 前項のほか、本所は、必要があると認めるときは、臨時に特別委員会を設けることができる。

3 常設委員会および特別委員会は、本所の業務に関する重要事項について理事長の諮問に応じまたは理事長に意見を述べることができる。

(昭和 43.4.26 変更)

(委員会規則)

第 86 条 常設委員会および特別委員会の構成、議事手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会規則をもって定める。

2 委員会規則の制定または変更は、出席した理事会の構成員の議決権の 3 分の 2 以上の多数決により行なう。

(昭和 43.4.26 変更)

第 5 節 顧 問

(顧 問)

第 87 条 本所は、理事会の決議により顧問をおくことができる。

2 顧問は、本所運営の重要事項に関し理事長の諮問に応じまたは理事長に意見を述べることができる。

(昭和 43.4.26 変更)

第 4 章 本所の市場における有価証券の売買

(業務規程)

第 88 条 会員の本所の市場における有価証券の売買については、本定款のほか、業務規程の定めるところによらなければならない。

2 業務規程の制定又は変更は、出席した理事会の構成員の議決権の 3 分の 2 以上の多数決により行う。ただし、変更の内容が軽微である場合には、理事会の決議を要しないこととする。

(昭和 43.4.26、平成 10.12.1、23.1.4 変更)

(本所の市場における有価証券の売買等)

第 89 条 本所の市場における有価証券の売買は、売買立会による売買及び売買立会による売買以外の売買とする。

(平成 10.12.1、12.8.7 変更)

(有価証券の売買等の責任)

第 90 条 会員は、本所の市場における有価証券の売買等について、一切の責めに任じなければならない。

(平成 12.8.7 変更)

(過誤のある注文の公表)

第 91 条 過誤のある注文が発注された場合であって、本所が必要と認めて公表を行ったときは、当該注文を発注した会員は、遅滞なく、当該注文に係る銘柄その他の本所が定める事項を公表しなければならない。

(平成 18.6.1 追加)

第 92 条から第 94 条 削 除

(平成 18.6.1 変更)

第 5 章 仲 介

(仲介の申出)

第 95 条 有価証券の売買、貸借その他の取引に関して会員間に生じた紛争について、当事者である会員から、本所が定めるところにより、仲介の申出があるときは、本所は、仲介を行うものとする。ただし、紛争が性質上仲介を行うに適當でないと認めるとき、当事者が不当な目的でみだりに仲介の申出をしたと認めるとき、又は当事者の一方の仲介に応じないときは、仲介を行わないことができる。

(平成 10.12.1 変更)

(仲介に必要な調査)

第 96 条 本所は、仲介を行なう場合においては、当事者である会員に対し、仲介を行なうために必要な事項について、調査することができる。

(仲介規程)

第 97 条 仲介申出手続、仲介方法その他仲介に関し必要な事項は、仲介規程をもって定める。

2 仲介規程の制定または変更は、出席した理事会の構成員の議決権の 3 分の 2 以上の多数決により行なう。

(昭和 43. 4. 26 変更)

第 6 章 会 計

(事業年度)

第 98 条 本所の事業年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(昭和 44. 10. 27、平成元. 4. 1 変更)

(予 算)

第 99 条 本所は、各事業年度開始の日の前日までに、出席した理事会の構成員の議決権の 3 分の 2 以上の多数決により、当該事業年度の収支予算を作成するものとする。

2 本所は、前項の予算について修正の必要があると認めるときは、出席した理事会の構成員の議決権の 3 分の 2 以上の多数決により、予算の修正を行なうことができる。

(昭和 43. 4. 26、平成 26. 3. 6 変更)

(決 算)

第 100 条 本所は、各事業年度末において決算を行なうものとする。

2 理事長は、決算後ただちに、次の各号に掲げる書類を理事会の決議により作成し、定時総会の日の 7 日前までに、監事に提出しなければならない。

- (1) 業務報告書
- (2) 財産目録
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書
- (5) 剰余金処分計算書または不足金処理計算書

3 理事長は、定時総会の日の 2 日前までに、前項に掲げる書類およびこれについての監事の報告書を事務所に備えおき、会員の閲覧に供しなければならない。

(決算書類の承認)

第 101 条 理事長は、前条第 2 項に掲げる書類を定時総会に提出し、その承認を求めなければならない。

(剰余金の処分)

第 102 条 第 100 条に規定する決算にあたって、総収入金額が総支出金額より多い場合には、その差額に繰越剰余金または繰越不足金を加減した金額を次のとおり処分する。繰越不足金を補てんするに足りないときは、この金額を後期繰越不足金とする。

- (1) 基本積立金
- (2) 別途積立金
- (3) 後期繰越剰余金

2 基本積立金は、本所の基本金を増額する場合又は第 46 条の規定により会員持ち分を払い戻す場合に限り支出するものとし、本所が必要があると認めるときに積み立てるものとする。

3 別途積立金は、本所が必要があると認める目的のために、取りくずして使用しうるものとする。

(昭和 52.9.22、平成 10.12.1、令和 5.7.1 変更)

(不足金の処理)

第 103 条 第 100 条に規定する決算にあたって、総支出金額が総収入金額より多い場合には、その差額に繰越不足金または繰越剰余金を加減した金額を不足金または剰余金として前条第 1 項の規定を準用する。ただし、不足金となる場合で、別途積立金があるときは、これを取りくずして補てんし、なお不足金を補てんするに足りないときは、その残額を後期繰越不足金とする。

(基本準備金の積立て)

第 103 条の 2 第 39 条第 2 項の規定により払込みを受けた加入金は、その払込みを受けた都度、基本準備金に積み立てるものとする。

2 基本準備金は、本所の基本金を増額する場合又は第 46 条の規定により会員持ち分を払い戻す場合に限り支出するものとする。

(昭和 62.11.20 追加、平成 10.12.1 変更)

(違約損失補償準備金による補償)

第 104 条 違約損失補償準備金は、本所とクリアリング機構との間の損失補償契約に基づき、クリアリング機構に生じた損失の補償に充てるため支出する場合に限り、取り崩すものとする。

(平成 15.1.14 変更)

(違約損失補償準備金の運用)

第 105 条 本所は、違約損失補償準備金を他の財産と区別して保管し、次の各号に定める方法により運用するものとする。

(1) 国債証券又は地方債証券の買入れ

(2) 銀行預金または郵便貯金

(3) 信託業務を営む銀行への金銭信託

2 本所は、本所の施設のため必要である不動産、機械その他の設備を取得する場合で、その購入代金について他の資産をもって支払うことが困難であると認められるときは、前項の規定にかかわらず、理事会の決議により、違約損失補償準備金として積み立てた額のうち、その 100 分の 30 に相当する額までを、当該施設の取得のために流用することができる。

(昭和 43.4.26、平成 10.12.1 変更)

(信認金の運用)

第 105 条の 2 本所は、信認金を他の財産と区別して保管し、前条第 1 項各号に掲げる方法により運用するものとする。

(平成 10.12.1 追加、平成 12.12.1 変更)

(経理規程)

第 106 条 本所の予算および決算その他会計に関し必要な事項は、経理規程をもって定める。

(残余財産)

第 107 条 本所が解散する場合で、その債権、債務のすべてを清算したのち残余財産があ

るときは、解散決議現在の一般正会員（特定承継金融機関等である一般正会員に限る。）、特定正会員及び特別会員にその出資金額を限度として、出席した理事会の構成員の3分の2以上の多数決により定める額を返還し、その残額を解散決議日現在の一般正会員に均分する。

（平成 14. 4. 15、26. 3. 6 変更）

第7章 雑 則

（定款等諸規則の解釈）

第 108 条 定款、業務規程、受託契約準則その他理事会の決議により定めた諸規則の解釈に疑義があるときは、出席した理事会の構成員の議決権の3分の2以上の多数決により、その解釈を決定する。

（昭和 43. 4. 26 変更）

（定款変更または本所の解散の決議）

第 109 条 定款の変更または本所の解散の決議は、総会において、議決権のある会員の4分の3以上が出席し、その3分の2以上の多数決をもって行わなければならない。

（有価証券等清算取次ぎに対する適用）

第 110 条 第 8 条、第 15 条、第 35 条、第 35 条の 2、第 36 条の 2、第 90 条及び第 91 条に規定する有価証券の売買等に係る有価証券等清算取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託する会員を当該有価証券の売買を行う者とみなして本定款を適用する。

2 第 8 条第 2 項に規定する有価証券の売買に係る有価証券等清算取次ぎの委託の取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託する会員を当該有価証券の売買の取次ぎを行う者とみなして本定款を適用する。

3 第 35 条に規定する貸借取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託の取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託する会員を当該貸借取引を行う者とみなして本定款を適用する。

（平成 15. 1. 14 追加、平成 18. 6. 1 変更）

付 則

第 1 条 本定款は、理事会の決議により定める日から施行する。

第 2 条 本定款施行前に、旧定款またはそれに基づく諸規則の規定によって行なった本所または会員の行為は、本定款またはそれに基づく諸規則の規定中の相当する規定によって行なった行為とみなす。

2 本定款施行の際、現に効力を有する諸規則は、本定款施行後においては、本定款の規定またはそれに基づく諸規則に矛盾しない範囲において、なお効力を有する。

第 3 条 削 除（昭和 41. 8. 26 変更）

第 4 条 削 除（昭和 41. 8. 26 変更）

第 5 条 削 除（昭和 41. 8. 26 変更）

第6条 第2章第4節ないし第6節の規定は、本定款施行後に手続を開始した加入もしくは脱退申請または本定款施行後に発生した事項に関する処分もしくは処置について適用するものとし、本定款施行前に手続を開始した加入もしくは脱退申請または本定款施行前に発生した事項に関する処分については、なお従前の例による。

第7条 削 除（昭和 59.11.1 変更）

第8条 本定款施行の際、理事長、理事、監事、常設委員会もしくは特別委員会の委員または顧問である者は、本定款施行後最初の定時総会終了の時までに、本定款またはそれに基づく諸規則に相当する規定により選任されたものとみなす。

2 前項の定時総会において選ばれる会員理事および会員監事のうち一部の者については、第74条第2項の規定にかかわらず、総会の決議により、その任期を、就任後2回目の定時総会終了の時までとすることができる。

第9条 第99条の規定は、本定款施行日を含む事業年度の次の事業年度から適用する。

第10条 本定款施行の際、現に効力を有する清算部規則は、本定款施行後においては、業務規程相当の規定として効力を有する。

付 則

この改正は、昭和 39 年 4 月 1 日から施行する。

（昭和 39.4.1 追加）

付 則

第66条、第67条第3項、第76条および第82条第1項の規定は、理事会の決議により定める日から施行する。

（昭和 39.6.17 追加）

付 則

1. 第8条、第17条第2項、第22条、第34条、第50条第1項第2号、第52条および第55条の改正規定は、昭和 41 年 12 月 24 日から施行する。

2. 証券取引法の一部を改正する法律（昭和 40 年法律第 90 号）の施行の際現に改正前の証券取引法の規定により証券業者の登録を受けている者については、改正後の証券取引法第 28 条第 1 項に規定する免許を受けるまでの間、この定款の第 8 条、第 22 条第 8 号および第 34 条中「証券会社」とあるのは「証券業者」と、第 55 条中「業務」とあるのは「営業」と、「免許」とあるのは「登録」と読み替えるものとする。

（昭和 41.12.24 追加）

付 則

1. この改正規定は、昭和 43 年 4 月に招集される定時総会の日から施行する。

2. 改正前の規定により選任された役員の任期は、昭和 43 年 4 月に招集される定時総会終了の時までとする。

3. この改正規定施行の際、現に定められている定額会費の額は、この改正規定の施行後

においては、第 15 条第 2 項の改正規定により定めたものとみなす。

(昭和 43. 4. 26 追加)

付 則

1. 第 60 条第 1 項、第 73 条第 2 項、同条第 4 項および第 98 条の改正規定は、昭和 44 年 10 月 1 日から適用する。
2. この改正規定施行の際、現に役員である者の任期は、第 73 条第 1 項ないし第 3 項の規定にかかわらず、昭和 44 年 10 月に招集される定時総会終了の時までとする。

(昭和 44. 10. 27 追加)

付 則

1. 第 24 条第 1 項、同条第 2 項、第 25 条の 2 および第 50 条第 1 項の改正規定は、昭和 46 年 7 月 1 日から施行する。
2. 第 50 条第 1 項の改正規定施行前に発生した事項に関する処分については、なお従前の例による。

(昭和 46. 7. 1 追加)

付 則

第 104 条の改正規定は、昭和 51 年 12 月 20 日から施行する。

付 則

1. 第 24 条、第 36 条の 2、第 94 条及び昭和 36 年 4 月 1 日改正付則第 10 条の改正規定は、昭和 53 年 6 月 1 日から施行する。
2. 第 36 条の 2 の改正規定施行前に行われた売買取引等に関する規制措置については、業務規程及びそれに基づく諸規則に特別の定めがあるものを除き、この改正規定によって行ったものとみなす。

付 則

1. 第 104 条及び昭和 51 年 12 月 20 日改正付則の改正規定は、昭和 54 年 9 月 29 日から施行する。
2. 改正前の昭和 51 年 12 月 20 日改正付則第 2 項の規定に基づき本所の収入に戻し入れた額から当該戻し入れた額に賦課された税額相当額を控除した額に相当する額を改正規定施行の際、違約損失補償準備金に繰入れる。
3. 第 104 条第 3 項に規定する超過額の本所の収入への戻入れについては、同項の規定にかかわらず昭和 54 年 9 月 30 日から昭和 56 年 9 月 30 日までに終了する各事業年度においては、行わない。
4. 違約損失補償準備金の積立額が第 104 条第 2 項に規定する累積限度額を下回ることとなった場合であっても、第 16 条の規定にかかわらず、当分の間、特別会費の徴収は行わない。

付 則

この改正規定は、昭和 52 年 9 月 22 日から施行する。

付 則

第 34 条の改正規定は、昭和 57 年 1 月 4 日から施行する。

付 則

第 8 条、第 15 条、第 21 条、第 22 条、第 24 条、第 50 条及び第 51 条の改正規定は、昭和 57 年 4 月 8 日から施行する。

付 則

第 15 条及び第 16 条の改正規定は、昭和 59 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

第 39 条、第 40 条、第 46 条、第 107 条及び昭和 36 年 4 月 1 日改正付則第 7 条の改正規定は、昭和 59 年 11 月 1 日から施行する。

付 則

この改正規定は、昭和 60 年 7 月 1 日から施行する。

付 則

1. 第 46 条、第 60 条、第 103 条の 2 及び第 104 条の改正規定は、昭和 62 年 11 月 20 日から施行する。
2. この改正規定施行の際、現に理事長である者の任期は、第 73 条第 1 項の規定にかかわらず、就任後 3 回目の定時総会終了の時までとする。
3. この改正規定施行の際、現に会員理事、会員外理事及び会員監事である者の任期は、第 73 条第 2 項の規定にかかわらず、就任後 2 回目の定時総会終了の時までとする。
4. 昭和 63 年 9 月末日までに終了する各事業年度において、改正前の第 104 条第 1 項の規定に基づき繰入れられた違約損失補償準備金に賦課される税額相当額（違約損失補償準備金に賦課される計算上の税額をいう。）については、これを本所の収入に戻し入れるものとする。

付 則

1. 第 98 条の改正規定は、昭和 64 年 4 月 1 日から施行する。
2. 昭和 63 年 10 月 1 日から開始する事業年度についての改正前の第 98 条の規定の適用については、同条中「翌年 9 月 30 日」とあるのは「翌年 3 月 31 日」とする。

付 則

1. 第 68 条の 2、第 68 条の 3 及び第 73 条の改正規定は、平成元年 7 月 1 日から施行する。
2. この改正規定施行の際、現に会員理事及び会員監事である者の任期は、この改正規定施行後最初に招集される定時総会終了の時までとする。

付 則

第 66 条及び第 67 条第 2 項の改正規定は、平成 3 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

第 50 条第 1 項第 3 号、第 5 号及び第 7 号から第 9 号までの改正規定は、平成 3 年 6 月 10 日から施行する。

付 則

第 2 章第 6 節の節名、第 50 条第 1 項第 5 号及び第 7 号から第 9 号まで、同条第 2 項並びに第 59 条の 2 の改正規定は、平成 3 年 10 月 8 日から施行する。

付 則

第 22 条第 6 号、第 9 号、第 10 号及び第 13 号、第 23 条並びに第 52 条の改正規定は、証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律（平成 4 年法律第 73 号）付則第 1 条ただし書に規定する規定を除く同法の施行の日から施行する。

（注）「証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律（平成 4 年法律第 73 号）」の施行の日は、平成 4 年 7 月 20 日。

付 則

第 15 条の 2 の改正規定は、平成 4 年 10 月 12 日から施行する。

付 則

第 22 条第 9 号の改正規定は、平成 6 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

第 20 条第 1 項及び第 2 項、第 22 条、第 23 条並びに第 52 条の改正規定は、平成 8 年 6 月 10 日から施行する。

付 則

第 50 条の改正規定は、平成 10 年 3 月 1 日から施行する。

付 則

1. 第 2 条、第 4 条、第 8 条、第 8 条の 2、第 15 条の 2 第 1 項、第 16 条第 1 項、第 17 条第 2 項、第 20 条第 1 項、第 21 条第 1 項、第 24 条から第 25 条の 2 まで、第 26 条、

第 27 条第 1 項、第 28 条第 1 項及び第 2 項、第 30 条から第 36 条の 2 まで、第 38 条、第 40 条第 2 項から第 4 項まで、第 42 条及び第 43 条、第 45 条（第 2 項を除く。）、第 46 条第 1 項及び第 3 項、第 48 条、第 50 条、第 52 条、第 55 条、第 57 条及び第 58 条、第 4 章の章名、第 88 条第 1 項、第 89 条、第 93 条（第 2 項を除く。）、第 94 条及び第 95 条、第 102 条第 2 項、第 105 条第 1 項並びに第 105 条の 2 の改正規定は平成 10 年 12 月 1 日から施行する。

2. この改正規定施行の際、現に会員に交付されている会員証書は、この改正規定施行の際、改正後の第 40 条第 3 項の規定により交付されたものとみなす。

付 則

1. 第 7 条、第 10 条、第 11 条、第 13 条、第 34 条、第 50 条第 1 項第 5 号並びに第 51 条第 2 号の改正規定は、金融システム改革のための会計法律の整備等に関する法律（平成 10 年法律第 107 号）附則第 1 条第 3 号に定める政令で定める日から施行し、第 34 条及び第 50 条の改正規定については同日以後の売買分から適用する。
2. この改正規定の施行前に行った改正前の第 50 条第 1 項第 5 号の規定に違反した行為に対する処分規定の適用については、なお従前の例による。
3. この改正規定施行の際、現に改正前の第 10 条第 3 項ただし書に規定する代行者である者については、施行日において、改正後の同条第 2 項ただし書の規定により届出をしたものとみなす。
4. この改正規定施行の際、現に改正前の第 12 条第 1 項に規定する連絡事務所である営業所又は事務所については、施行日において、改正後の第 12 条の規定により届出をしたものとみなす。

付 則

第 89 条から第 92 条まで及び第 104 条第 2 項第 3 号の改正規定は、平成 12 年 7 月 31 日以降の日で、本所が定める日から施行する。

（注） 「本所が定める日」は、平成 12 年 8 月 7 日

付 則

この改正規定は、平成 12 年 12 月 1 日から施行する。

付 則

第 20 条及び第 43 条の改正規定は、平成 13 年 5 月 1 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 13 年 8 月 1 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 14 年 2 月 1 日以降の日で本所が定める日から施行する。

(注) 「本所が定める日」は、平成 14 年 2 月 1 日

付 則

第 7 条第 2 項、第 39 条第 4 項及び第 5 項、第 46 条第 3 項及び第 4 項、第 107 条の改正規定は、平成 14 年 4 月 15 日から施行する。

付 則

第 15 条の 2 第 1 項の改正規定は、平成 14 年 6 月 25 日から施行する。

付 則

1. この改正規定は、平成 15 年 1 月 14 日から施行する。ただし、第 55 条の 4 の改正規定は平成 15 年 1 月 10 日から施行する。
2. 会員は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）においてクリアリング機構の清算資格を取得する予定である場合には、平成 15 年 1 月 7 日までに本所の定めるところにより本所に届出を行うものとする。
3. 会員は、施行日において他社清算参加者と清算受託契約を締結する場合には、第 27 条に規定する届出を平成 15 年 1 月 7 日までに行うものとする。
4. 会員が前 2 項に規定する届出を行わなかった場合には、本所は、当該会員の本所の市場における有価証券の売買若しくは有価証券等清算取次ぎの委託を停止する。
5. 本所は、前項の規定により有価証券の売買の停止又は有価証券等清算取次ぎの委託の停止を行った場合には、当該会員の本所の市場における有価証券の売買で未決済のものの他の会員への引継ぎその他の本所が必要と認める整理を行わせることができる。
6. 施行日において会員が非清算参加者となり、他社清算参加者を指定清算参加者として指定する場合には、当該非清算参加者となる会員の本所の市場における売買で、施行日の前日における未決済のものを、施行日において当該指定清算参加者が引き継ぐものとする。

付 則

この改正規定は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 16 年 2 月 2 日以降の日で本所が定める日から施行する。

(注) 「本所が定める日」は、平成 16 年 2 月 12 日

付 則

この改正規定は、本所が定める日から施行する。

(注) 「本所が定める日」は、平成 17 年 4 月 13 日

付 則

この改正規定は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

この改正規定は、本所が定める日から施行する。

(注) 「本所が定める日」は、平成 18 年 6 月 1 日

付 則

この改正規定は、本所が定める日から施行する。ただし、第 34 条の 2 の改正規定は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

(注) 「本所が定める日」は、平成 18 年 6 月 1 日

付 則

この改正規定は、本所が定める日から施行する。

(注) 「本所が定める日」は、平成 19 年 6 月 1 日

付 則

この改正規定は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 20 年 12 月 26 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 21 年 1 月 5 日から施行する。

付 則

この改正規定は、本所が定める日から施行する。

(注) 「本所が定める日」は、平成 21 年 6 月 1 日

付 則

この改正規定は、本所が定める日から施行し、同日以後に、本所に対し第 20 条第 2 項に規定する申請又は第 21 条に規定する届出が行われるものから適用する。

(注) 「本所が定める日」は、平成 21 年 11 月 24 日

付 則

1 この改正規定は、本所が定める日から施行する。

2 改正規定施行の日前に第 41 条第 1 項に規定する会員脱退申請を行った会員について

は、第44条第2項に規定する手数料の払込みを要しないこととする。

(注) 「本所が定める日」は、平成23年1月4日

付 則

この改正規定は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、本所が定める日から施行する。

(注) 「本所が定める日」は、平成24年12月28日

付 則

1 この改正規定は、本所が定める日から施行する。

2 この改正規定施行の際、第67条第3項の改正規定に基づき、会員外理事の定数を満たすために最初に行う補充選挙において選挙された会員外理事の任期は、第73条第4項の規定にかかわらず、この改正規定施行の際、現に会員外理事である者の残任期間とする。

(注) 「本所が定める日」は、平成25年11月20日

付 則

この改正規定は、本所が定める日から施行する。

(注) 「本所が定める日」は、平成26年3月6日

付 則

この改正規定は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、本所が定める日から施行する。

(注) 「本所が定める日」は、平成26年11月28日

付 則

この改正規定は、平成29年8月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、本所が定める日から施行する。

(注) 「本所が定める日」は、令和5年7月1日

付 則

- 1 この改正規定は、令和 7 年 6 月 9 日から施行する。
- 2 改正後の第50条第 1 項第 4 号から第 7 号まで及び第 9 号の規定は、施行日以後に生じている事由に基づく処分から適用する。
- 3 改正後の第50条第 1 項第 8 号の規定は、施行日以後に行った勧告から適用する。
- 4 改正後の第57条の規定は、施行日以後に行う処分、処置又は措置について適用する。
- 5 改正後の第59条の 2 第 3 項の規定は、施行日以後における業務又は財産の状況について行う勧告から適用する。